

議案第四号

専決処分事項の報告について

緊急執行を要した公有林整備事業に伴う起債については、地方自治法第七十九条第一項の規定により、別紙のとおり専決したので、同条第三項の規定によつて報告し、承認を求めらる。

昭和三十六年三月十一日提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十六年三月十七日承認

三朝町議會議長加藤幸太郎



專決処分書

起債についで

左記のとおり起債するものとする

記

起債金額

金四百八拾万圓也

起債目的

公有林整備事業

借入先

公官企業金融公庫

借入利率

年四分五厘以内

借入時期

昭和三十五年度 但し工事又は財政の

都合により起債の全部又は一部を翌年

度において繰越して借入れらるゝとす

る

償還方法

昭和三十五年度より二十年以内一括償還

爾後十年以内に毎年一回元利均等償還

償還賦課

又引に定められたときはその水に従う
但し賦取の都合により繰上償還とし
又は償還年限を短縮し若しくは低利債
に借換えることが出来る
稅收その他一般入

昭和三十六年二月二十三日專決

鳥取県東伯郡三朝町長 坂出 雅己